

# 山梨県公報

第二千三百九号

平成二十五年

三月二十五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

県営土地改良事業計画の決定……………二二五  
 道路の路線変更……………二二五  
 道路の供用開始(五件)……………二二五  
 有害図書類の指定……………二二七  
**公 告**  
 土地改良区役員の退任及び就任……………二二七  
 開発行為に関する工事の完了について……………二二七  
**人事委員会**  
 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………二二七  
 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………二二九  
 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………二二九  
 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二三〇  
**正 誤**  
 平成二十四年三月三十日付号外第十九号中……………二三〇

## 告 示

### 山梨県告示第百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(日野堰地区ため池等整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年三月二十五日

### 一 縦覧書類

山梨県知事 横 内 正 明

### 土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十五年三月二十六日から同年四月二十二日まで

#### 三 縦覧場所

北杜市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十五年四月二十三日から同年五月七日まで

### 山梨県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定により、次のとおり県道を路線を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

整理番号	45		路線名	起 点		重要な経過地
	新	旧		終 点	起 点	
	穴山停車場線	穴山停車場線	斐崎市穴山町宿尻	斐崎市穴山町夏目		
	斐崎市穴山町小田川					

### 山梨県告示第百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八田線	笛吹市石和町四日市場字矢蔵下町一五八八番の一地先から 笛吹市石和町四日市場字紙屋町一六六〇番の三地先まで	一七四・二	平成二十五年三月二十七日

**山梨県告示第百八号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	十谷鬼島線	南巨摩郡富士川町鯉沢字角久保七〇〇七番地先から 南巨摩郡富士川町鯉沢字西村六九七三番の一地先まで	二九・〇	平成二十五年三月二十五日

**山梨県告示第百九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	万力小屋敷	甲州市塩山上於曾字宮ノ窪三九	一八四・一	平成二十五

線	二番の一二地先から 甲州市塩山上於曾字鳥居原一〇 五四番の四地先まで	延長 (メートル)	供用開始の 期日
		四五一・二	平成二十五年三月二十七日

**山梨県告示第百十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市上石森字上手原一四〇番の一地先から 山梨市上神内川字東原七一〇番地先まで	二九三・〇	平成二十五年三月二十七日

**山梨県告示第百十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	山梨市堀内字堰間五四番の一地先から 山梨市市川字植田一一九八番地先まで	四五一・二	平成二十五年三月二十七日

### 山梨県告示第百十二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十二号)第五条第三項の規定により、次のものを有書図書類として指定し、平成二十五年三月二十五日から施行する。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横内 正明

#### 一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名称	発行所
NIGHT ANGEL 4月号	フリークス
絶対恋愛Sweet 3月号	笠倉出版社
Mini Berry vol.7	秋水社
CIRCUS MAX 2月号	KKベストセラーズ
実話ドキュメント 3月号	竹書房
恋愛熱情ラブパッション 3月号	一水社
無敵恋愛エス・ガール 3月号	ぶんか社
BOY SPIAS 禁断 4月号	ジュネット
裏モノJAPAN 2013 4月号	鉄人社

#### 二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公 告

#### ● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹

山梨県公報 第二千三百九号 平成二十五年三月二十五日

川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横内 正明

#### 一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	荻野 正直	笛吹市石和町井戸三三九番地	平成二十五年一月二十二日

#### 二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	倉嶋 清次	笛吹市一宮町千米寺一〇一四番地一	平成二十五年三月五日

#### ● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年三月二十五日

山梨県知事 横内 正明

#### 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字神屋一一三の一、一一三の二、一一三の三、一一三の四、一一三の五、一一三の六、一一三の七、一一三の八、一一三の九、一一三の十、一一三の十一、一一三の十二、一一三の十三、一一三の十四、一一三の十五、一一三の十六、一一三の十七、一一三の十八、一一三の十九、一一三の二十、一一三の二十一、一一三の二十二、一一三の二十三、一一三の二十四、一一三の二十五、一一三の二十六、一一三の二十七、一一三の二十八、一一三の二十九、一一三の三十、一一三の三十一、一一三の三十二、一一三の三十三、一一三の三十四、一一三の三十五、一一三の三十六、一一三の三十七、一一三の三十八、一一三の三十九、一一三の四十、一一三の四十一、一一三の四十二、一一三の四十三、一一三の四十四、一一三の四十五、一一三の四十六、一一三の四十七、一一三の四十八、一一三の四十九、一一三の五十、一一三の五十一、一一三の五十二、一一三の五十三、一一三の五十四、一一三の五十五、一一三の五十六、一一三の五十七、一一三の五十八、一一三の五十九、一一三の六十、一一三の六十一、一一三の六十二、一一三の六十三、一一三の六十四、一一三の六十五、一一三の六十六、一一三の六十七、一一三の六十八、一一三の六十九、一一三の七十、一一三の七十一、一一三の七十二、一一三の七十三、一一三の七十四、一一三の七十五、一一三の七十六、一一三の七十七、一一三の七十八、一一三の七十九、一一三の八十、一一三の八十一、一一三の八十二、一一三の八十三、一一三の八十四、一一三の八十五、一一三の八十六、一一三の八十七、一一三の八十八、一一三の八十九、一一三の九十、一一三の九十一、一一三の九十二、一一三の九十三、一一三の九十四、一一三の九十五、一一三の九十六、一一三の九十七、一一三の九十八、一一三の九十九、一一三の百

#### 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木二丁目三十五番四号 株式会社サンフジ企画 代表取締役社長 末吉 糧

## 人事委員会

#### 山梨県人事委員会規則第六号

職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

職員に関する規則の一部を改正する規則  
 職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一職員採用上級試験の項中

備	建築設 主として建築設備に 関する知識・技術又 はその他の能力を必 要とする業務に従事 することを職務とす る職	建築設 主として建築設備に 関する知識・技術又 はその他の能力を必 要とする業務に従事 することを職務とす る職
備	建築設 主として建築設備に 関する知識・技術又 はその他の能力を必 要とする業務に従事 することを職務とす る職	教養試験 専門試験（五肢 選択） 人物試験 論文試験 資格調査

備	建築設 主として建築設備に 関する知識・技術又 はその他の能力を必 要とする業務に従事 することを職務とす る職	教養試験 専門試験（五肢 選択） 人物試験 論文試験 資格調査
その他 人事委 員会が 必要と 認める 試験職 種	別に定める	別に定める

に改め、同表職員採用中級試験の

項中	栄養士 主として栄養学に関 する知識・技術又は その他の能力を必要 とする業務に従事す ることを職務とする	教養試験 専門試験（五肢 選択） 人物試験 人物試験
----	----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

を	別に定 める	別に定める
---	-----------	-------

職	作文試験 資格調査
---	--------------

に改め、同表職員採用初級試験の項中

対象 に従 務と する職	教養試験 人物試験 作文試験 資格調査
に勤 一般 職	

を

行政	他の試験職種の対象 とならない業務に従 事することを職務と する職	教養試験 人物試験 作文試験 資格調査
警察事 務	県警察の各機関に勤 務し、主として一般 事務に従事する職	
その他 人事委 員会が 必要と 認める 試験職 種	別に定める	別に定める

に改め、

行政	職員採用上級試験に おける行政の試験職 種の対象となる業務 に従事することを職 務とする職	教養試 人物試 論文試 資格調
----	-----------------------------------------------------------	--------------------------

同表民間企業等職務経験者職員採用試験の項中

試験 試験 試験 試験

を

行政	職員採用上級試験における行政の試験職種の対象となる業務に従事することを職務とする職	教養試験 人物試験 論文試験 資格調査
その他 人事委員 員会が 必要と 認める 試験職 種	別に定める	別に定める

に改め、同表任期付

職員採用試験の項中

教養試験  
専門試験（人事  
委員会が必要と  
認める試験職種  
に限る。）  
人物試験  
人物試験  
作文試験  
体力試験（人事  
委員会が必要と  
認める試験職種  
に限る。）  
身体検査（人事  
委員会が必要と  
認める試験職種  
に限る。）  
資格調査

を

別に定める

に改め、同表その他人

事委員会が必要と認める試験の項中

別に定める

を

別に定  
める

別に定める

別に定める

に改める。

別表第四小中学校事務職員採用試験の項中「満二十一歳」を「満二十九歳」に改める。  
附則  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第七号**

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、第三十六号の次に次の二号を加える。

三十七 社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会

三十八 財団法人自治体国際化協会（昭和六十三年七月一日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。）

**附則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第八号**

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

正 誤

平成二十四年三月三十日付山梨県規則第二十一号（山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則）  
四〇ページ下段終わりから七行目から終わりから十一行目まで

合計四〇人 （第二号の事業 に係る定員は、 人を上限とす る。）	は	合計四〇人 （第二号の事業 に係る定員は、 四人を上限とす る。）
		の誤り。